

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案  
令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 札幌市職員給与条例の一部を次のように改正する。

(1) 第29条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(2) 別表5 消防職給料表級別基準職務表1級の項から4級の項までを次のように改める。

1級	消防士の職務
2級	(1) 消防士長の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務
3級	(1) 消防司令補の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務
4級	(1) 消防司令の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする消防司令補の職務

(3) 特に高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに次条、附則第3条、附則別表1及び附則別表2の規定は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(消防職給料表級別基準職務表に係る経過措置)

第2条 施行日の前日から引き続き消防職給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において第2条の規定による改正前の札幌市職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表5消防職給料表級別基準職務表1級の項に定める消防士及び消防士長の職務を行う者（それぞれ市長が別に定める者に限る。）に対する札幌市職員給与条例第5条第4項第2号の規定の適用については、市長が別に定める日の前日までの間、同号中「別表5」とあるのは、「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年条例第 号）附則別表1」とする。

2 施行日の前日から引き続き消防職給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において改正前の給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表3級の項及び4級の項に定める消防士の職務を行う者（退職後も引き続き札幌市職員給与条例第5条の2第4項に規定する再任用職員として採用される者を含む。）に対する札幌市職員給与条例第5条第4項第2号の規定の適用については、市長が別に定める日の前日までの間、同号中「別表5」とあるのは、「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年条例第 号）附則別表2」とする。

(職務の級の変更)

第3条 施行日の前日から引き続き消防職給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において、改正前の給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表1級の項に定める消防士長の職務を行う者（市長が別に定める者に限る。）にあつては第2条の規定による改正後の札幌市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表5消防職給料表級別基準職務表2級の項第1号に掲げる職務を行うものとして2級に、改正前の給与条例別表5消防職給料表級別基準職務表2級の項に定める消防司令補の職務を行う者にあつては改正

後の給与条例別表5 消防職給料表級別基準職務表3級の項第1号に掲げる職務を行うものとして3級に、それぞれ施行日に職務の級を変更するものとする。

- 2 前条第1項の市長が別に定める日の前日において、附則別表1の1級の項に定める消防士長の職務を行う者にあつては改正後の給与条例別表5 消防職給料表級別基準職務表2級の項第1号に掲げる職務を行うものとして2級に、附則別表1の2級の項に定める消防司令補の職務を行う者にあつては改正後の給与条例別表5 消防職給料表級別基準職務表3級の項第1号に掲げる職務を行うものとして3級に、それぞれ市長が別に定める日に職務の級を変更するものとする。

附則別表1

職務の級	職務
1級	消防士長及び消防士の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする消防司令補及び消防士長の職務

附則別表2

職務の級	職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務
4級	極めて高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務

(理由)

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の職員の期末手当を引き下げるとともに、本市の消防職員の給与制度について、階級制度やそれに伴う職務、職責等の実態を考慮した見直しを行うため、本案を提出する。